2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。
4　委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
（資料の提出等の要求）
第八条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により訂正の請求をした者、事業主その他の関係者の意見を聴くことができる。
2　前項の規定は、部会について準用する。
（庶務）
第九条　審議会の庶務は、地方厚生局年金審査課において処理する。
（雑則）
第十条　この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この省令の施行に伴い新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

○厚生労働省令第八十四号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項及び附則第十条の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第七条第一項第一号中「六万四千百円」を「六万五千八百三十円」に改め、同項第二号中「四万八千二百円」を「四万九千五百円」に改め、同条第二項中「一万三千四百二十円」を「一万三千七百八十円」に改める。

第十五条第一号中「百三十四万七千円」を「百三十六万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　平成二十七年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。
2　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十七年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十五万六千七百円」を「十六万五百円」に、「七万八千四百円」を「八万二百五十円」に改め、同条第二号イ中「十五万五千九百円」を「十五万九千六百円」に改め、同号ロ中「七万八千円」を「七万九千八百円」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「法第十七条第一項」を「法第十八条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　施行日の前日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「ロ(3)(ⅳ)」を「ロ(3)(ⅴ)」に改め、同号ロ(3)(ⅳ)中「在宅」の下に「又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所」を加え、同号ロ(3)中(ⅳ)を(ⅴ)とし、(ⅲ)を(ⅳ)とし、(ⅱ)を(ⅲ)とし、(ⅰ)の次に次のように加える。

(ⅱ)　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項の規定により労働者に一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる事業であつて、一週間の所定労働時間が四十時間を超えているものにおいて、一週間の所定労働時間を短縮して四十時間以下とする措置

第四十六条の十九第三項第二号中「（昭和二十二年厚生省令第二十三号）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づき、地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令

地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び最近」を「又は最近」に改め、「〇・五」を「〇・六七」に改める。